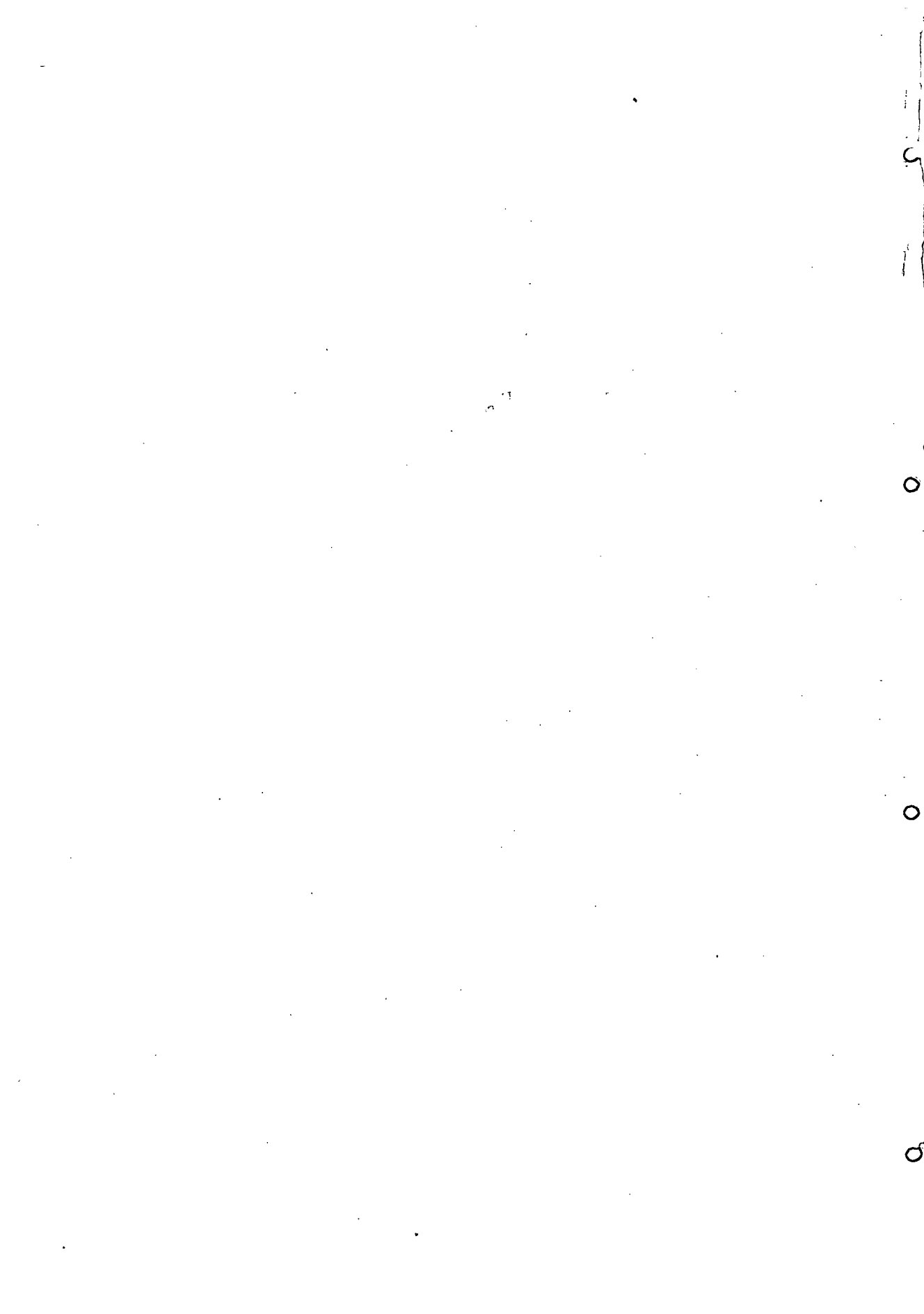


1. 土 地



1. 位 置

本県は本州裏日本のほぼ中央にあつて越前、若狭の二国よりなり、面積総数4,254.9平方軒、7市（福井、武生、敦賀、小浜、大野、勝山、鯖江）10郡（足羽、吉田、坂井、大野、今立、丹生、南条、三方、遠敷、大飯）16町、38村に区画せられ、周囲は北は石川県に境し、東南は岐阜県に西南は京都府 滋賀県に連り西北方は日本海に面している。

極 東	大野郡石徹白村大日嶽	東 経	136度50分26秒3
極 西	大飯郡青郷村吉野坂峠南々西22Km	東 経	135度27分41秒4
極 南	遠敷郡知三村染ヶ谷南東1Km	北 緯	35度20分27秒4
極 北	坂井郡吉崎村大聖寺川河口	北 緯	36度17分31秒2

2. 地 勢

本県は木の芽峠（628m）および山中峠（389m）を境（約10Kmに亘る山嶺）にして嶺北地区と嶺南地区に二分され、嶺北地区はその中央を南北にはしる中央山地をほぼ境として越前地区と奥越地区に分けることができる。

嶺北地区の南部は古生層の越美山地をなし、峻嶒な山嶺は岐阜県との境をはつきり区切つており、東北部は加越山地で白山火山帯にある幾多の休火山は重疊と起伏し、これに通ずる浄法寺山脈は北西に走つて、洪積層の加越台地となつて日本海に接している。

又日本海に近く海岸に沿うて中山性の丹生山地（5～600m）がほぼ南北に走り古生層の南条山地に続き、山嶺海に迫つて越前海岸の断崖を形成して中央部にいわゆる越前中央山地が拡がっている。

この越前中央山地と丹生、南条山地との間は、いわゆる第四期沖積層から成る越前平野で、文殊山を境として北部は福井平野南部は平坦な鯖江台地および武生盆地に分かれる。約420平方軒に亘る福井平野は本県産業の中心地帯で、九頭竜、足羽、日野川の三川によつて形成された代表的デルタ地帯をなし、北方に延びて日本海に連なり10米内外の極めて低平な沖積地（水田2万町歩）であるため二毛作は困難であるが米作には最もよく本県全収穫の半ばを占めている。

加越山地、越美山地および越前中央山地に囲まれて大野盆地、続いて勝山盆地（約70平方軒、その内水田6千町歩、畑1千町歩）がある。これらの盆地は九頭竜、真名川等による沖積平野であり、火山灰質の壤土で山麓には扇状地と台地がよく発達し嶺南地区は南西に長く、後背地は山地で特に西南部は古生層からなる若狭山地で滋賀県、京都府との境をなし北方は一面急傾斜をなして日本海に臨み、若狭湾は代表的なリアス式海岸をなし、断層によつて残された山地と地溝により平野が交互に並列しており各湾や入江の奥には地溝を埋めて狭い堆積地が、敦賀、三方、小浜等の平野を造つている。

海岸線は延長370軒、対馬海流に洗われ、我が国漁業区域の一つである。

嶺北海岸一帯は単調で港湾の見るべきものが少い。到るところ新火成岩突出して特に冬期は強烈な風のため海上交通を妨げ唯輝石安山岩が海涯に柱状節理を現わしている。

東尋坊は附近の雄島および芦原温泉と共に観光地である。

嶺南地区の海岸は多くの良港、奇勝に富み、風光よく三方五湖を包括して一大景勝地帯を作り若狭湾沖合は沿岸から50軒前後に到る海底が水深100尋位の浅海地帯をなし概ね平坦な等深線をなす海底であると共に対馬海流の環流、プランクトンの繁殖等漁類の棲息に適し且つ適地漁港多く、漁業区域としての条件を備えている。

3. 沿 革

上古時代は越前、若狭の諸国を包括せる北陸地方一帯と出羽、北海道をも含めて「越の国」と総称せられていたが次第にその地域が北陸地方だけに定まつた。崇神天皇の御代に大彦命を北陸（高志道とも云う）に派遣せられ後に子孫がそこに土着した。成務天皇の御代に国造および県主の制度を定められるや三国、角鹿、若狭に国造を置いて治められた。越前の名称は持続天皇記に見え、高志とは越前、越中、越後の3国を総称したようであつて、越前の中羽咋以下4郡を割いて、能登国を江沼・加賀の2郡を分ちて加賀国を置くに及んで越前の区域がほとんど定つた。

天武天皇が諸国の境界を定められたとき郡境もまた定つた。弘仁14年には敦賀、丹生、足羽、大野、坂井の5郡があり、のち丹生郡を割いて、今立郡、鎌倉幕府時代の中頃に到り足羽郡を割いて吉田郡を建置した。室町時代に丹生郡北部を南条郡と定め嶺南は遠敷郡、三方郡の二郡に分け、後に遠敷郡を分けて、大飯郡を分置した。

大化の改新は諸王諸臣の私地私民や国造県主の領地、領民を廃して、これを朝廷に收め公地公民となして諸国に国司を配置し

た。国司が常任して、國務を執る機関を国庁国簡と称し所在地を国府と称した。越前では今の武生市にあつて江沼、加賀の2部も管理し、若狭では今富村に置いた。国の下に郡をつくり郡司を置いた。荘園時代に至るや律令の規定による支配を免がれ地方の地主は政府の管理より転じて社寺権勢の家に従属関係を結ぶ。

鎌倉幕府時代守護を置き、荘園に地頭を配した。各郡に荘園生じ建久の世に武家政治となるや越前、若狭に守護職を設置した。戦国時代の統一を徳川幕府がなすや藩政となり、福井、小浜、丸岡、大野、勝山、鯖江、鞠山、敦賀に藩を置いた。慶応3年10月14日には、徳川慶喜が大政を奉還し維新の世となり、各藩主はそのまま藩知事となつた。明治元年に現在の越前国に福井、丸岡、大野、勝山、鯖江幕府直轄および敦賀の各藩と若狭の国に小浜藩があつた。

明治3年12月22日に幕府直轄地を本保県同年3月23日敦賀藩を鞠山県と改称したが、明治4年7月14日廃藩置県の際は福井県、丸岡、大野、勝山、鯖江の各藩を県とし、鞠山県・小浜県を併せて小浜県とした。同年末福井県(のち足羽県と称す)敦賀県となり同6年1月4日には全部を敦賀県と称した。同9年8月21日には石川県と滋賀県にわかれたが、同14年2月7日今の福井県となつた。県庁を福井市佐佳枝上町においたが大火に遭い現在の旧福井城本丸に移転した。

4. 藩 県 の 配 置 分 合

国 郡 市	明治元年	明治 3年	明 治 4 年	明治 6年	明治 9年	明治14年	明治15年～昭和29年
越前国 福井市 足羽郡の内 吉田郡の内 坂井郡の内 大野郡の内 今立郡の内 南条郡の内	福井藩		7月14日 福井県				
越前国 吉田郡の内 坂井郡の内 南条郡の内							
越前国 足羽郡の内 大野郡の内 南条郡の内	大野藩		7月14日 大野県	12月30日 改称 足羽県			
越前国 大野郡の内	勝山藩		7月14日 勝山県	1月14日 敦賀県		2月7日 福井県	
越前国 大野郡の内 今立郡の内 丹生郡の内	鯖江藩		7月14日 鯖江県				
越前国 吉田郡の内 坂井郡の内 大野郡の内 今立郡の内 丹生郡の内 南条郡の内	幕府直轄	12月22日 本保県					
越前国 敦賀郡の内	敦賀藩	3月23日 改称 鞠山県		敦賀県		8月21日 滋賀県	
若狭国 三方郡の内 遠敷郡の内 大飯郡の内	小浜藩	9月17日 小浜県	7月14日 小浜県				

5. 町、大字名一覽表

福井市	<p>豊島上、豊島中、豊島下、出作、勝見、下北野、手寄上、手寄中、手寄下、御幸上、御幸下、吉野上、吉野中、吉野下、城の橋上、城の橋中、城の橋下、日の出上、日の出中、日の出下、四ツ井本、上北野、西方、淵上、和田、河増、下中、東今泉、北今泉、北四ツ居、南四ツ居、東明里、境、照手上、照手中、照手下、花月上、花月中、花月下、乾上、乾中、乾下、花月新、湊新、明里、菅谷、水越、下市、角折、飯塚、大瀬、金屋、重藤、福万、八ツ島、上里、堀宮、西堀、三郎丸、三ツ屋、郡、海老助、里別所、上伏、土橋、黒丸、安竹、深谷、地藏堂、本堂、羽坂、細坂、安田、北堀、恐神、更毛、末、上一光、下一光、五太子、佐久良上、佐久良中、佐久良下、錦上、錦中、錦下、御園、御屋形、大手、二の丸、三の丸、御本丸、佐佳枝上、佐佳枝中、佐佳枝下、日の出元、宝永上、宝永中、宝永下、東上、東下、江戸上、江戸下、老松上、老松中、尾上上、尾上中、尾上下、大和上、大和中、大和下、春山上、春山中、春山下、浪花上、浪花中、浪花下、牧ノ島、田原下、花堂、月見、葵、豊、堀田、壽、旭、昭和、氷川、松影、井手、不動、川上、山奥、毛矢、左内、岩堀、常盤木、千年九十九、西毛矢、相生、栄、玉井、緑、足羽上、足羽下、若松、桃園、有楽、館、小山谷、下馬、一本木、板垣、春日、木田、福、門前、加茂河原、若杉、東下野、西下野、久喜津、下江守、南居、合谷、南江守、種池、江守中、舞屋、西谷、淵、老松下、簸川上、簸川中、簸川下、町屋、大願寺、幾久、経田、清川上、清川中、清川下、松本上、松本中、松本下、松ヶ枝上、松ヶ枝中、松ヶ枝下、志比口、開発、新保、丸山、長本、高木、高柳、中新田、下新田、南河合新保、寺前、舟橋、舟橋新、灯明寺、米松、湊上、湊中、湊下、乾新、南明里</p>
敦賀市	<p>白木、立石、浦底、色浜、手、沓、常宮、繩間、名子、二村、原、沓見、木崎、櫛川、松島、松栄、川崎、結城、三島、津内、泉、常盤、浪花、境、曙、入船、天満、大間、橋、大島、大湊、御手洗、神楽、桜、蓬萊、大金、幸、末広、晴間、富貴、旭、大黒、北津内、津内、南津内、元比田、大比田、廣浜、杉津、阿曾、拳野、五幡、江良、赤崎、田結、鞠山、新保、葉原、田尻、越坂、瀬河内、櫻曲、池河内、谷口、井川、高野、谷、中、大藏、余座、舞崎、道ノ口、長沢、古田刈、堂、山泉、坂下、吉河、鳩原、小河口、小河、市橋、疋田、追分、駄口、山中、奥野、曾々木、麻生口、奥麻生新道、刀根、杉箸、深坂、関、金山、野坂、筋生野、野神、市野々、和久野、櫛林、砂流、御名、公文名、長谷、山、黒河</p>
武生市	<p>平出、北府本、東元、中北府、北府、本田、北深草、蛭子、尾花、桂、浪花、有明、幸、曙、南深草並木、相生、蓬萊、北吾妻、南吾妻、錦、橋、泉、老松、高瀬、緑、桜、壽、旭、姫川、春日、大山末広、鶴沢、栄、南元、上市、楠、昭和、暁、松森、常久、岡本、沢、千福、広瀬、池の上、妙法寺三ツ口、行松、余田、本保、家久、芝原、片屋、氷坂、瓜生、高木、稻寄、馬上免、長土呂、塚、庄、横市、押田、村国、清川、北山、新保、小松、新、上太田、下太田、丹生郷、上四目、三俣、横根高森、下四目、大虫、大虫本、中山、勾当ヶ原、湯谷、下別所、下中津原、中津原、中新庄、三ツ屋長尾、戸谷、北、下真柄、杉崎、帆山、葛岡、大屋、岩内、西尾、大手、庄田、矢放、矢船、畑、向新保、小野谷、西谷、平材、荒谷、春日野、白崎、塚原、四郎丸、下平吹、中平吹、今宿、大塙、森久、瓜生野、小松、国兼</p>

(続)

小 浜 市	<p>清滝、津島、多賀、鈴鹿、塩竈、生玉、玉前、今宮、広峰、白鬚、酒井、駅前、竜田、住吉、日吉、神田、大宮、男山、鹿島、白鳥、貴船、浅間、大原、香取、飛鳥、青井、後瀬、上竹原、関、千種、四ツ谷、一番町、東城内、西城内、南城内、雲浜福谷、東山手、中山手、西山手、堀屋敷、板屋、小湊、大湊、北塩屋、西長、北長、西津福谷、新小松原、下竹原、小松原川東、小松原川西、甲ヶ崎、阿納尻、加尾、南小川、宇久、若狭、仏谷、堅海、泊、阿納、犬熊、志積、矢代、田鳥、丸山、羽賀、奈胡、熊野、次吉、栗田、高塚、大良庄、府中、和久里、木崎、多田、生守、野代、尾崎、湯岡伏原、検見坂、池田、市場、島ノ、中村、上ノ、中ノ、下ノ、国分、金屋、竜前、神宮寺、忠野、下根来、中ノ畑、上根来、東市場、太興寺、平野、上野、四分一、三分一、門前、池河内、東相生、西相生、上中井、下中井、滝谷、新滝、口田繩、奥田繩、須繩、谷田部、小屋、上田、下田、和多田深谷、深野、東勢、西勢、荒木、黒駒、法海、下加斗、上加斗、岡津、鯉川、竹長、大戸、加茂、新保、大谷、本保</p>
大 野 市	<p>春日一、篠座上、篠座中、春日野、春日二、春日三、神明上、神明中、末広、大和、神明下、春日五、春日四、旭、昭和、横上、横下、寺下、寺上、三番下、四番下、五番下、五番上、四番上、篠座上、三番上、七間、三番下、二番下、二番上、一番下、一番上、水落一、清水下、清水上、亀山下、亀山上、水落二、清竜、矢、大門、藤永見、坂戸、花山、下丁、中丁、上丁、犬山、中野、西市、庄林、大田、大矢戸、小矢戸、西大月、東大月、中津川、南新在家、横枕、堂本、友江、中狭、中保、菖蒲池、中荒井、土布子、新河原、森目、新田、富島、土打、七板、下唯野、水落、藤生、塚原開拓、井ノ口、田野、上麻生島、川上、麻生島、上野、富田開拓、南六呂師、義道、堂島、金山、小黑見、伏石、落合、御領、橋瓜、大月、不動堂、花房、萩ヶ野、石谷、松丸、森本、八町、柿ヶ島、東勝原、西勝原、仏原、葛ヶ原、湯上、下打波、上打波、東中、吉、森政領家、猪島、友兼、御給、佐開、下若生子、上若生子、宝慶寺、大西山、中西出、荒子町、木本領家、中村、中掘、下掘、北御門、下郷、森政地頭、開発、東山、下五条方、上五条方、今井、平沢領家、平沢地頭、西山、森山、上掘、稲郷、野中、鍛冶、新庄、飯降、深井、右近次郎、下舌、上荒井、下黒谷、上黒谷、上舌、地頭方、領家</p>
勝 山 市	<p>下元祿一、下元祿二、上元祿、立石、立川、郡、上袋田、下袋田、上後、中後、下後、上長淵、下長淵、富田、沢、芳野、上芳野、片瀬、猪野、毛屋、高島、西高島、若猪野、猪野口、平泉寺、岡横江赤尾、笹尾、大渡、壁倉、岩ヶ野、大矢谷、小矢谷、神野、経塚、上野、池ヶ原、村岡、滝波、郡、浄土寺、柄神谷、暮見、猿倉、三谷、黒原、五本寺、寺尾、北谷、中尾、北六呂師、河合、木根橋、小原、谷、杉山、中野侯、野向、竜谷、竹林、聖丸、深谷、薬師神谷、牛ヶ谷、北野津又、横倉、荒土、松田、田名部、布市、清水島、北新在家、別所、細野境、細野戸倉、細野西ヶ原、細野新道、細野口、北宮地、堀名中清水、伊波、妙金島、松ヶ崎、新保、北郷、西妙金島、檜曾谷、新町、志比原森川、下森川、東野、伊知地、阪東島、上野、岩屋、鹿谷、保田、西光寺、北西侯、矢戸口、本郷、東遅羽口、西遅羽口、杉侯、志田、発坂、出村、遅羽、下荒井、崎崎、大袋、新道、北山、龜山、中島、千代田、北島</p>

(続)

鯖江市	下深江、中小路、下小路、清水、上深江、上小路、南小路、東小路、上小路屋形、上鯖江、西鯖江、有定、小黒、長泉寺、横越、新、下新庄、定次、五郎丸、東鯖江、水落、北野、田所、岡野、鳥羽中、鳥羽、中野、上河端、舟枝、橋立、下河端、吉谷、四方谷、南井、大正寺、大野、別所、乙坂今北、吉江、米岡、入、三尾野出作、西番、杉本、糸、石田上、石田中、石田下、川去、西大井、田村持明寺、冬島、二丁掛、吉田、大倉、小泉、平井、熊田、下野田、和田、石生谷、漆原、上野田、上氏家、下司、鳥井、当田、下氏家、松成、落井、磯部、戸口、中戸口、上戸口、川島
足羽郡	梅野、稲津、荒木新保、荒木、成願寺、篠尾、高尾、前波、宿布、浄教寺、東新町、鹿俣、西新町、城戸ノ内、安波賀、安波賀中島、徳光、北山新保、北山、帆谷、大、西袋、生部、西大味、東大味、田治島、岩倉、田中、上細江、下細江、上河北、下河北、新開、太田、二上、半田一、半田二、大土呂、小稲津、上六条、天王、上筋生田、下六条、大町別所、大町、下筋生田、江端、大島、下荒井、東郷二ヶ、福田、小安、南山、脇三ヶ、上毘沙門、中毘沙門、下毘沙門、下東郷、新村、中嶋、円成寺、上東郷、深見、桂山、谷、栃泉、赤坂
美山村	高田、宇坂大谷、福島、大久保、瀬ヶ口、小和清水、奈良瀬、三万谷別所、三万谷、田尻、市波、吉山、籠谷、大谷、西中、所谷、血谷、下薬師、上薬師、仁位、縫原、大宮、追分、野波、計石、川上、東俣、南西俣、南宮地、間戸、西市布、小当見、南野津又、中手、神戸部、河内、赤谷、西河原、東河原、横越、折立、品ヶ瀬、朝谷島、境寺、楢谷、東天田、西天田、藏作、小宇坂、小宇坂島、朝谷
麻生津村	引目、中荒井、杉谷、今市、安保、冬野、花守、三尾野、中野、浅水二日町、浅水、鋒ヶ崎、今村、直木、三十八社、下江尻、上江尻、森野、末広、主計中、三本木、角原、生野、徳尾
吉田郡	川合鷺塚、二日市、山室、高屋、勝見、網戸瀬、中角
河合村	定正、石盛、栗森、河合寄安、河合新保、漆原、上野、上森田、下森田桜、下森田藤巻、森田本、下
森田町	森田、古市一丁目、古市二丁目、古市、稻多元、稻多浜、稻多新、八重巻東、八重巻中、八重巻榮、八重巻、天池
岡保村	殿下、寮、堅達、坂下、河水、花野谷、大畑、宮地、次郎丸、西谷、合島、別所、曾万布、印田
東藤島村	大和田、北野下、北野上、中ノ郷、泉田、堂島、林、藤島、島橋、玄正島、上中、追分、原目、重立、間山
松岡町	芝原一、芝原二、芝原三、葵一、葵二、葵三、春日一、春日二、春日三、神明一、神明二、神明三、薬師一、薬師二、薬師三、領家、兼定島、樋爪、上合月、下合月、未玖、渡新田、吉野堺、吉野、小畑、西野中、島、宮重、湯谷、上吉野、志比堺
志比村	法寺岡、東古市、高橋、谷口、花谷、光明寺、飯島、轟、下浄法寺、上浄法寺、岩野、吉波、栃原、山、諏訪間、寺本、京善、市野々、荒谷、志比
上志比村	吉峰、藤巻、市荒川、中島、竹原、石上、栗住波、清水、大野島、市右エ門島、山王、大月、牧福島浅見、野中、北島

(続)

坂井郡	
三国町	滝谷、三国、桜谷、岩崎、玉井、中元、上西、大門、汐見、下西、元新、松ヶ下、合、錦、喜宝、未広、今新、平木、橋本、堅、上真砂、滝本、下真砂、安島、崎、梶、浜地、陣ヶ岡、米ヶ脇、宿、嵩西谷、平山、池上、加戸、水居、覚善、新保、竹松、西今市、藤沢、玉の江
芦原町	松影、二面、牛山、国影、井江葎、横垣、重義、番田、田中々、堀江十楽、布目、舟津、二面温泉、田中温泉、舟津温泉、城新田、城、番堂野、波松、北瀉西、北瀉東、富津、浜坂、赤尾、角屋、北本堂、宮前、中浜、河間、玉木、下番、中番、仏徳寺、上番、谷畠、東善寺、新田、轟木、根上り
金津町	北金津、千束、下八日、坂ノ下、古、八日、上八日、上野、脇出、十日、六日、水口、天王、新富、旭、新、東、南金津、橋室、樋山、細呂木、蓮ヶ浦、指中、沢、滝、坂口、柿原、山西方寺、青ノ木宮谷、山室、高塚、清王、山十楽、岩崎寺、下浜鍛冶、新用春日、吉崎、北稻越、菅野、南稻越、河原井寺、池口、伊井、清間、矢地、桑原、古屋石塚、牛ノ谷、宇根、畝市野々、下金屋、熊坂、笹岡御麩尾、北野、前谷、上野、中川、東田中、北、次郎丸、瓜生、北疋田、南疋田、権世、権世市野々、滑滝、桐、鎌谷、後山、東山、新用、馬場
丸岡町	上田、柳、乾、小人、室、新、荒、松川、北霞第四、北霞第三、北霞第二、北霞第一、南霞第四、南霞第二、南霞第一、城南、城内二、城内一、城東、上谷、中谷、下谷、上富田、中富田、下富田、上石城戸、中石城戸、下石城戸、川南、三ヶ町、竹田口、東組、八幡、宇田、玄女、千田、下長畝、上長畝、山久保、女形谷、赤坂、伏屋、三本木、松川、与川、畑中、田屋、豊原、曾々木、内田、舛田小黒、篠岡、石上、里丸岡、今町、猪爪、猪爪新、字山竹田、山竹田、吉谷、山口、上竹田岡、曾谷字上竹田、坪ノ内、友未、下久米田、上久米田、大字上久米田、鳴鹿山鹿、下会地、上会地、鳴鹿、為安、寄永、楽間、上金屋、金元、東二ツ屋、正蓮花出垣内、北横地、下安田、安田新、上安田、反保、今市、四郎丸、磯部島、熊堂、宇随、磯部新保、羽崎、入丁、福主、南濱地、一本田福新、乾下田新道、田町、一本田中、舟寄一、舟寄二、舟寄三、舟寄四、舟寄五、長崎、笹和田、一本田、西里丸岡二、西里丸岡一、西瓜屋三、西瓜屋二、西瓜屋一、共栄、今福、入ツ口、吉政、枯木高柳、牛ヶ島、儀間、寅国、新間、未政、筑後清水、豊原高瀬、長崎高瀬、四ツ柳、高田、油為頭、板倉、野中山王、大森、山崎三ヶ、里竹田、堀水、乗兼、坪江、川上
春江町	江岸上大和、江岸上本町、江岸上緑、江岸上日の出、江岸上旭、江岸上中央、江岸上昭和、江岸下、為国幸、為国中区、為国西の宮、石広、境、沖布目、大針、藤鷲塚、江岸中、随心寺、東太郎丸、本堂、西太郎丸、千歩寺、中庄、針原、田端、高江、松本、金剛寺、安沢、大收、井向、西長田、石塚取次、正善、布施田新、姫王、定公、木部西方寺、辻、上小森、下小森、堀越、中筋、中筋出垣内、正蓮花、寄安、定重
坂井村	宮領、田島、田島窟、若宮、福島、東長田、徳分田、上新庄、下新庄、長畑、定旨、五本、河和田、長屋、御油田、下関、上関、東、藏垣内、西、東中野、大味、上兵庫、下兵庫
木部村	清水、嶋、木部東、東荒井、蛸、高柳、今井、石丸、野中、油屋、楽円、踏地、金井、川崎、池見、折戸、木部新保
浜四郷村	米納津、黒目、山岸、荒井、西野中、下野、横越、砂子田、昭和、小尉、沖野久

(統)

川西村	波寄、葛蒲谷、水切、木ノ下、小野、串野、佐野、上野、浄土寺、布施田、三宅、黒丸、西中野、池尻、砂の坂、小幡、為寄、石島、田ノ頭、中山、深坂、浜島、白方、石新保、石橋、浜別所、川尻、両橋屋、市ノ瀬、高須、宮郷、西畑、西二ツ屋、大窪、免鳥、浜住、和布、藝、松蔭、糸崎、長橋、北菅生、南菅生、大谷、八幡、灯盤、荒谷、大年、中、木米、柿谷、中河内、一王寺、西荒井、河内、猫類、東平、足谷、奥平、中平、清水平、
大安寺村	南橋原、北橋原、田ノ谷、四十谷、岸水、天菅生、剣大谷、江上、御所垣内、島山梨子、内山梨子、仙、
大野郡	
西谷村	上秋生、下秋生、小沢、本戸、黒当戸、中島、巢原、熊河、温見、上笹又、下笹又、
上穴馬村	野尻、大谷、箱ヶ類、下半原、上半原、東市布、持穴、米俵、伊勢、久沢、荷暮、
下穴馬村	長野、鷲、角野、下大納、上大納、中竜、下山、板倉、朝日、川合、貝皿、伊月、後野、角野前坂、朝日前坂、
石徹白村	上在所、西在所、中在所、下在所、小谷堂、三面、
今立郡	
味真野村	入谷、中居、義脇、檜尾谷、余川、池泉、文室、萱谷、上大坪、野大坪、南小山、北小山、吉村、若宮、五分市、清水頭、徳間、上真柄、口宮谷、奥宮谷
栗田部町	栗田部、西檜尾、国中、西庄境、東庄境、野岡、山室、中津山、朽飯、高岡、藤木、領家、春山、東檜尾、波垣、寺地、横住、溝根、相木、西河内、市野々、柳、水間、赤谷、南中、大谷、殿、北坂下、長谷、室谷、赤坂、新堂
岡本村	不老、大窪、岩本、新在家、定友、杉尾、轟井、島、長五、大平、八石、中印、別印、南坂下、
池田村	稻荷、月ヶ類、志津原、河内、田代、樞俣、木谷、割谷、土合四尾、常安、寺島、市、上荒谷、東角間、東俣、新保、魚見、菅生、西角間、定方、板垣、池田、山田、寺谷、広瀬、清水谷、柿ヶ原、持越、野尻、谷口、安善寺、水海、美濃俣、藪田、松ヶ谷、小畑、千代谷、下荒谷、金見谷、大本、尾緩、東青、西青、稗田、籠掛、蒲沢
河和田村	別司、小坂、萌生田、片山、西袋、礪坂、金谷、寺中、北中、清水町、尾花、沢、上河内
丹生郡	
朝日町	宝泉寺、天王、枳川、乙坂、田中、市、気比庄、西田中、内郡、朝日、上川去、岩永、開発、宇田、佐々生、青野、金谷、境野、茶原、頭谷、天谷、東二ツ屋、大谷寺、窪中野、小倉、大畑、牛越、野末、横山、葛野、野田、下糸生、脇、上糸生、清水、大玉、杖立、森、小川、真木
宮崎村	熊谷、古屋、増谷、小曾原一、小曾原二、小曾原三、江波一、江波二、江波三、広野、蚊谷寺、櫻津入田新保、舟場、八田、円満、上野、野、宇須尾、大谷、蟬口、寺
白山村	都辺、上杉本、二階堂、千合谷、葛蒲谷、堀、土山、安戸、菅、米口、丸岡、沓掛、勝蓮花、小野、上黒川、下黒川、安養寺、曾原、栗野、小杉、牧、若須、中野、萩原、日の向、源相野、鴉ヶ平
越前町	梨子ヶ平、左右、血ヶ平、玉川、梅浦、宿、新保、小樟、大樟、道口、厨、茂原、高佐、米ノ、牛房ヶ平、六呂師

(続)

越 廻 村	大味、茶崎、蒲生、浜北山、居倉、赤坂、城有、入ツ俣、
国 見 村	鮎川、三本木、大丹生、小丹生、白浜、国見、
殿 下 村	畠中、国山、向山、謡谷、ニツ屋、武岡、風尾、大矢、尾ヶ谷、水谷、別畑、宿堂、別所、白滝、
織 田 町	鎌坂、北、高橋一、高橋二、辻、馬場、上野、寺家、杉の花、市場、堤、平等一、平等二、下河原、
清 水 町	中、大王丸、三崎、四ツ杉、下山中、上山中、細野、岩倉、笹川、桜谷、赤井谷、山田、八尾、笠松、
	茗荷、上戸、
南 条 郡	
南 条 村	東大道、西大道、東谷、清水、脇本、島、上平吹、鑄物師、下牧谷、上牧谷、上野、堂宮、金粕、中
今 庄 町	小屋、阿久和、鱒波、奥野口、上別所、関ヶ鼻、
河 野 村	今庄、帰、下新道、上新道、大桐、ニツ屋、山中、合波、大門、持谷、板取、荒井、入飯、宇津尾、
	橋立、広野、岩谷、大河内、榎谷、湯尾、八乙女、燧、社谷、久喜、長沢、馬土免、古木、上温谷、
	小倉谷、瀬戸、杉谷、楠木俣、芋ヶ平、高倉、
	杉山、神土、糠、八田、甲楽城、今泉、河野、赤萩、具谷、河内、菅吉、大谷、大良、
三 方 郡	
三 方 町	倉見、白屋、成願寺、上野、能登野、横渡、井崎、岩屋、田上、黒田、相田、藤井、南前川、北前川、
美 浜 町	佐古、田名、向笠、鳥浜、三方、気山、療養所、成出、田井野、河内、田立、別庄、世久津、伊良積、
	北庄、海山、食見、世久見、塩坂越、遊子、小川、神子、常神、
	早瀬、笹田、日向、郷市、松原、金山、久々子、大藪、気山、河原市、南市、和田、木野、佐柿、麻
	生、中寺、宮代、小三ヶ、新庄、野口、佐野、上野、興道寺、坂尻、太田、北田、竹波、山上、佐田、
	菅原、丹生、
遠 敷 郡	
上 中 町	大鳥羽、黒田、麻生野、海土坂、三生野、無懸、三田、小原、南、山内、持田、長江、末野、安賀星、
名 田 庄 村	下夕中、有田、下吉田、上吉田、脇袋、瓜生、関、熊川、新道、河内、仮屋、三宅、市場、井ノ戸、
	天徳寺、神谷、日笠、杉山、堤、上兼田、下兼田、武生、玉置、上野木、中野木、下野木、
	小倉、下三重、尾之内、山田、兵瀬、秋和、久坂、拳野、小倉畑、虫鹿野、木谷、出合、永谷、虫谷、
	堂本、染ヶ谷、榎谷、納田終、奥坂本、口坂本、井上、西谷、下、中、
大 飯 郡	
高 浜 町	若宮、塩土、三明、事代、宮崎、蘭部、岩神、笠原、子生、坂田、立石、畑、鏡寄、中津海、上瀬、
	日引、宮尾、下、鎌倉、山中、菅海、小黒飯、難波江、神野、神野浦、和且、車持、馬居寺、今寺、
	高野、中山、高屋、西三松、東三松、日置、小和田、青、横津海、関屋、上津、轟島、六路谷、
	大田和、
大 飯 町	犬見、小畑、本郷、尾内、山田、芝崎、野尻、父子、岡田、長井、川上、三森、安川、福谷、佐畑、
	笹谷、岡安、広岡、万願寺、神崎、鹿野、小車田、石山、久保、大島、

6. 市町村の廢置分合

明治21年4月	市町村制を制定、新たに1市9町168村を設置す。
明治21年4月21日	大野郡坂谷、五箇村の役場事務組合を設け坂谷村に役場を置く。
明治22年4月25日	丹生郡越廻、下岬村の役場事務組合を設け越廻村に役場を置く。
明治22年4月29日	丹生郡瀬田、萩野、常盤村の役場事務組合を設け瀬田村に役場を置く。
明治23年3月6日	南条郡鹿見村を撰村と改称す。
明治23年5月7日	南条郡茶臼山村を神山村と改称す。
明治24年3月	遠敷郡南名田村を知三村と改称す。
明治24年8月	丹生郡岡山村を豊村と改称す。
明治29年4月	大野郡下穴馬村を割き石徹白村を置く。
明治30年2月	坂井郡吉崎村を北瀧村と改め大字吉崎を割いて吉崎村とす。
明治31年4月1日	三方郡西郷村を割いて北西郷村を建て西郷村を南西郷村と改称す。
明治40年7月	丹生郡上岬村を四ヶ浦村と改称す。
明治40年7月	三方郡西浦村、田井村を合併し西田村とす。
明治45年2月	大飯郡高浜村を高浜町と改称す。
明治45年5月10日	南条郡今庄、鹿蒜村の役場事務組合を設け今庄村に役場を置く。
大正15年10月1日	今立郡粟田部村を粟田部町と改称す。
昭和5年2月11日	吉田郡松岡村を松岡町と改称す。
昭和6年4月1日	坂井郡三国町、新保村の役場事務組合を設け三国町に役場を置く。
昭和6年4月15日	大野郡猪野瀬村を廃止し、その区域を勝山町に編入す。
昭和10年2月11日	坂井郡芦原村を芦原町と改称す。
昭和10年4月1日	遠敷郡小浜町、西津村、曇浜村を廃止してその区域に小浜町を置く。
昭和10年4月3日	吉田郡森田村を森田町と改称す。
昭和11年5月1日	足羽郡和田村を廃止しその区域を福井市に編入す。
昭和12年4月1日	敦賀郡敦賀町、松原村を廃止し、その区域に敦賀市を置く。
昭和14年8月1日	足羽郡東安居村を廃止し、その区域を福井市に編入す。
昭和16年3月31日	坂井郡三国町、新保村の役場事務組合を解散す。
昭和16年4月1日	吉田郡円山東村を廃止し、その区域を福井市に編入す。
昭和17年5月5日	吉田郡円山西村を廃止し、その区域を福井市に編入す。
昭和18年4月3日	坂井郡春江村を春江町と改称す。
昭和21年8月1日	丹生郡四ヶ浦村を四ヶ浦町と改称す。
昭和21年10月1日	丹生郡朝日村を朝日町と改称す。
昭和22年7月1日	今立郡神明村を神明町と改称す。
昭和23年4月1日	南条郡武生町、神山村を廃止し、その区域に武生市を置く。
昭和23年9月1日	大野郡坂谷、五箇村事務組合を解散す。
昭和23年11月3日	今立郡鯖江町、新横江村、舟津村を廃止し、その区域に鯖江町を置く。
昭和24年4月1日	足羽郡杜村大字小山谷を福井市に編入す。
昭和25年1月1日	丹生郡吉野村を廃止し、その区域を武生市に編入す。

- 昭和25年7月7日 今立郡国高村を廃止し、その区域を武生市に編入す。
- 昭和25年12月1日 丹生郡大虫村を廃止し、その区域を武生市に編入す。
- 昭和26年3月30日 南条郡坂口村を廃止し、その区域を武生市に編入す。
- 昭和26年3月30日 遠敷郡小浜町、内外海村、松永村、国富村、遠敷村、今富村、口名田村、中名田村を廃止しその区域に小浜市を置く。
- 昭和26年3月30日 吉田郡西藤島村を廃止し、その区域を福井市に編入す。
- 昭和26年4月1日 南条郡今庄村、鹿森村を廃止し、その区域に今庄村を置く。
- 昭和26年4月1日 丹生郡織田村、萩野村、常盤村を廃止し織田村、萩野村及び常盤村のうち大字上戸の区域をもつて織田村を置く。
- 昭和26年4月1日 丹生郡常盤村のうち大字境野、茶原、頭谷、青野、金谷の区域を朝日町に編入す。
- 昭和26年11月1日 大野郡下庄村を下庄町と改称す。
- 昭和26年11月1日 丹生郡織田村を織田町と改称す。
- 昭和27年7月7日 丹生郡越廼村、下岬村を廃止し、その区域に越廼村を置く。
- 昭和28年4月1日 三方郡八村、西田村を廃止し、その区域に三方町を置く。
- 昭和29年1月1日 南条郡南日野村、北杣山村、南杣山村を廃止し、その区域に南条村を置く。
- 昭和29年1月1日 遠敷郡島羽村、瓜生村、館川村、三宅村及び野木村を廃止し、その区域に上中町を設置する。
- 昭和29年2月11日 三方郡南西郷村、北西郷村、耳村及び山東村を廃止し、その区域をもつて美浜町を設置する。
- 昭和29年3月1日 三方郡十村を廃止し、その区域を三方郡三方町に編入する。
- 昭和29年3月31日 吉田郡志比谷村、下志比村及び浄法寺村を廃止し、その区域をもつて志比村を設置する。
- 昭和29年3月31日 坂井郡三国町、雄島村、加戸村及び新保村を廃止し、その区域をもつて新たに三国町を設置する。
- 昭和29年4月1日 足羽郡辻村を廃止し、その区域を福井市に編入する。
- 昭和29年7月1日 大野郡大野町、下庄町、上庄村、乾側村、小山村、富田村、阪谷村及び五箇村を廃し、その区域をもつて大野市を設置する。
- 昭和29年7月5日 今立郡北日野村、北新庄村及び南条郡王子保村を廃止し、北日野村、王子保村及び北新庄村のうち大字西櫛尾を除く区域を武生市に編入し同字の区域を今立郡栗田部町に編入する。
- 昭和29年8月1日 丹生郡西安居村を廃止し、その区域を福井市に編入する。
- 昭和29年9月1日 大野郡勝山町、平泉寺村、村岡村、野向村、北谷村、荒土村、北郷村、鹿谷村及び遅羽村を廃止し、その区域をもつて新たに勝山市を設置する。
- 昭和29年10月5日 坂井郡吉崎村、細呂木村、坪江村、伊井村及び金津町を廃止し、その区域をもつて新たに金津町を設置する。
- 昭和30年1月1日 遠敷郡知三村及び奥名田村を廃止し、その区域をもつて名田庄村を設置する。
- 昭和30年1月10日 大飯郡加斗村大字長井の区域を、大飯郡本郷村に編入する。
- 昭和30年1月15日 敦賀郡東浦村、東郷村、中郷村、愛発村及び栗野村を廃し、その区域を敦賀市に編入する。
- 昭和30年1月15日 今立郡鯖江町、神明町、中河村及び片上村並びに丹生郡立待村、吉川村及び豊村を廃しその区域をもつて鯖江市を設置する。
- 昭和30年1月15日 大飯郡本郷村、佐分利村及び大島村を廃し、その区域をもつて大飯町を設置する。
- 昭和30年2月11日 足羽郡上宇坂村並びに下宇坂村、大野郡羽生村、芦見村、上味見村、下味見村を廃しその区域をもつて美山村を設置する。
- 昭和30年2月11日 大飯郡高浜町、内浦村、青郷村、和田村を廃し、その区域をもつて高浜町を設置する。
- 昭和30年2月15日 坂井郡劔岳村を廃し、その区域を坂井郡金津町に編入する。
- 昭和30年2月21日 大飯郡加斗村及び遠敷郡宮川村を廃し、その区域を小浜市に編入する。

昭和30年3月1日	丹生郡四ヶ浦町及び城崎村を廃し、その区域をもつて越前町を設置する。
昭和30年3月1日	今立郡上池田村及び下池田村を廃し、その区域をもつて池田村を設置する。
昭和30年3月19日	吉田郡中藤島村を廃し、その区域を福井市に編入する。
昭和30年3月30日	坂井郡磯部村大字中筋、正蓮花（出垣内の区域を除く）寄安（出垣内の区域を除く）及び定重の区域を春江町に編入する。
昭和30年3月31日	足羽郡酒生村、一乗谷村、上文殊村、下文殊村及び六条村を廃し、その区域をもつて新たに足羽村を設置する。
昭和30年3月31日	吉田郡松岡町、吉野村及び五領ヶ島村を廃し、その区域をもつて新たに松岡町を設置する。
昭和30年3月31日	坂井郡長畝村、丸岡町、竹田村、高棟村、鳴鹿村及び磯部村を廃し、その区域をもつて丸岡町を置く。
昭和30年3月31日	坂井郡大石村及び春江町を廃し、その区域をもつて春江町を置く。
昭和30年3月31日	坂井郡芦原町、本荘村及び北濃村を廃し、その区域をもつて芦原町を置く。
昭和30年3月31日	今立郡栗田部町、南中山村及び服間村を廃し、その区域をもつて栗田部町を置く。
昭和30年3月31日	丹生郡朝日町及び糸生村を廃し、その区域をもつて朝日町を置く。
昭和30年3月31日	坂井郡鷺村、本郷村、巖村及び鷹巣村を廃し、その区域をもつて川西村を設置する。
昭和30年3月31日	坂井郡東十郎村、兵庫村及び大関村を廃し、その区域をもつて新たに坂井村を設置する。
昭和30年4月1日	南条郡湯尾村、宅良村、今庄村及び堺村を廃し、その区域をもつて新たに今庄町を設置する。
昭和30年4月30日	吉田郡志比村大字志比堺の区域を吉田郡松岡町に編入する。
昭和30年6月10日	今立郡北中山村を廃し、その字松成、落井、磯部、下戸口、中戸口、上戸口、三ツ峯及び川島の区域を鯖江市に編入し、字赤坂及び新堂の区域を今立郡栗田部町に編入する。
昭和30年7月10日	足羽郡東郷村を廃し、その区域を足羽郡足羽村に編入する。
昭和30年7月15日	坂井郡芦原町大字竹松、西今市、藤沢及び玉の江の区域を坂井郡三国町に、大字新用、馬場の区域を坂井郡金津町にそれぞれ編入する。
昭和30年7月28日	丹生郡志津村、三方村及び天津村を廃し、その区域をもつて新たに清水町を設置する。
昭和30年8月31日	坂井郡金津町大字坪江、川上、乗兼、堀水及び里竹田の区域を坂井郡丸岡町に編入する。
昭和31年4月10日	足羽郡足羽村大字大町別所、大町、江端、大島及び下荒井の区域を福井市に編入する。

7. 市町村の面積

昭和30年4月1日現在

区分	面積	大字数	第一種地									
			総数	田	畑	宅地	山林	原野	池沼	雑種地	その他	
	平方軒		反	反	反	反	反	反	反	反	反	
総数	4,253.87	2,298	1,775,856	473,387	101,993	52,410	1,113,498	28,676	462	3,416	2,014	
福井市	94.39	209	58,463	32,975	4,222	6,409	14,098	386	50	190	113	
敦賀市	249.72	108	79,610	21,947	3,402	2,880	49,271	1,985	21	98	6	
武生市	104.24	121	57,877	33,275	2,070	3,373	17,898	326	34	799	102	
小浜市	232.91	137	116,339	18,596	4,462	2,722	89,184	1,139	49	187	-	
大野市	339.95	152	122,402	36,529	5,533	3,369	70,205	5,615	114	335	702	
勝山市	233.32	118	133,342	22,180	3,743	2,535	107,333	2,141	46	277	87	
鯖江市	54.60	69	35,533	24,324	2,544	2,662	4,807	874	28	193	151	
足羽郡	216.84	144	93,480	32,173	5,073	2,604	52,030	1,496	4	54	46	
吉坂郡	126.23	136	65,427	28,070	3,806	2,981	29,467	751	11	108	233	
大野郡	413.02	469	234,711	105,056	30,786	9,891	86,002	2,147	64	385	380	
今立郡	67.19	43	151,253	2,820	4,492	590	140,144	3,207	-	-	-	
南丹郡	305.14	132	81,918	22,334	5,779	2,921	50,118	629	19	35	83	
糸生郡	344.64	65	92,772	13,371	2,799	1,342	73,270	1,961	13	16	-	
方敷郡	293.38	195	143,899	31,796	10,117	3,036	102,718	857	7	270	88	
飯坂郡	250.17	67	135,930	21,011	6,153	2,157	106,155	1,394	-	110	-	
入会地	225.62	64	102,180	13,920	2,353	1,343	81,510	2,796	-	273	-	
	139.04	68	59,630	12,990	4,574	1,595	39,288	972	2	86	23	
足羽郡 総数	216.84	144	93,480	32,173	5,073	2,604	52,030	1,496	4	54	46	
美山村	138.34	51	45,169	5,739	2,719	685	34,725	1,273	-	23	-	
足羽村	53.13	50	30,917	16,827	1,342	1,254	11,359	115	4	4	12	
東郷村	9.76	19	6,428	4,006	255	286	1,870	11	-	-	-	
麻生津村	15.61	24	10,967	5,602	757	379	4,076	97	-	22	34	
吉田郡 総数	126.23	136	65,427	28,070	3,806	2,981	29,467	751	11	108	233	
河合村	8.62	7	6,044	5,101	600	304	9	-	-	1	29	
森田村	6.25	23	4,074	2,723	713	554	9	71	4	-	-	
岡保村	10.36	14	6,227	3,919	290	232	1,777	5	4	-	-	
藤島村	9.07	13	6,578	5,406	280	332	468	28	1	1	12	
東岡村	17.33	30	8,673	3,923	414	637	3,518	110	2	6	13	
志比村	49.36	21	21,831	3,748	765	484	16,397	241	-	55	141	
上志比村	25.19	26	12,000	3,250	744	338	7,289	296	-	45	38	
坂井郡 総数	413.02	469	234,711	105,056	30,786	9,891	86,002	2,147	64	385	380	
三首町	25.70	38	17,945	3,699	4,991	1,192	7,834	164	-	22	44	
原井町	39.79	45	25,805	12,835	5,008	1,237	7,153	223	44	230	75	
津村町	23.35	24	18,002	14,562	2,362	895	30	108	-	-	45	
金丸町	85.41	77	43,034	15,430	4,813	1,567	20,465	757	6	35	11	
丸岡町	103.48	135	45,942	20,495	3,408	1,945	19,631	303	2	5	153	
春木町	24.71	49	18,135	14,559	2,192	1,272	8	13	4	38	49	
木浜町	13.94	17	9,932	7,985	1,431	414	15	81	2	4	-	
西郷村	13.00	11	7,900	2,772	2,794	251	2,083	-	-	-	-	
川西村	75.15	61	41,150	11,179	3,473	912	25,028	498	6	51	3	
大安寺村	8.49	12	5,816	1,541	314	206	3,755	-	-	-	-	
太野郡 総数	607.19	43	151,253	2,820	4,492	590	140,144	3,207	-	-	-	
西谷村	197.52	11	23,653	232	2,336	153	25,643	239	-	-	-	
上下村	178.11	11	66,576	873	1,285	194	63,927	337	-	-	-	
穴馬村	128.77	15	45,623	996	565	141	40,961	960	-	-	-	
石徹馬村	102.99	6	12,401	759	256	102	9,613	1,671	-	-	-	

(続)

区 分	面 積	大字数	第 一 種 地									
			総 数	田	畑	宅 地	山 林	原 野	池 沼	雑種地	その他	
今 立 郡	平方軒		反	反	反	反	反	反	反	反	反	反
今 立 郡 数	306.14	132	81,918	22,334	5,779	2,921	50,118	629	19	35	83	
味 野 村	36.37	20	12,580	3,864	1,550	477	6,427	223	2	19	18	
真 中 田	11.13	9	5,939	2,925	555	345	2,089	3	—	7	14	
野 山 部	29.92	30	12,950	4,826	940	733	6,376	15	17	3	40	
村 町 村	13.92	14	5,582	1,302	391	388	3,480	10	—	—	11	
岡 本 田	194.47	46	36,965	7,008	1,819	615	27,139	378	—	6	—	
池 和 田	20.33	13	7,903	2,409	524	363	4,607	—	—	—	—	
南 条 郡	344.64	66	92,772	13,371	2,799	1,342	73,270	1,961	13	16	—	
南 条 庄 町	53.21	19	15,651	6,296	799	554	7,825	163	6	8	—	
今 条 野 村	241.23	34	56,808	6,150	1,337	629	46,829	1,798	7	8	—	
河 野 村	50.20	13	20,313	925	613	159	18,616	—	—	—	—	
丹 生 郡	293.38	195	148,889	31,796	10,117	3,036	102,718	857	7	270	88	
朝 日 町	45.57	40	23,892	6,951	1,617	688	14,509	114	2	4	7	
宮 崎 村	33.90	22	12,720	3,636	859	345	7,780	31	—	5	64	
白 山 前 町	35.83	27	15,931	3,741	604	225	12,293	51	—	17	—	
越 前 村	36.87	16	16,858	791	2,024	334	13,437	172	5	95	—	
越 前 村	14.65	8	8,807	581	1,011	192	6,673	285	—	65	—	
国 見 村	19.59	6	14,652	1,329	646	157	12,520	—	—	—	—	
殿 下 田 町	25.35	14	16,290	952	463	124	14,651	77	—	23	—	
織 田 村	33.95	30	16,749	3,804	970	323	11,549	50	—	36	17	
志 津 村	20.94	10	8,487	2,920	428	224	4,863	39	—	13	—	
天 津 村	8.47	10	4,857	2,497	677	175	1,508	—	—	—	—	
三 津 村	13.26	12	8,646	4,594	818	249	2,935	38	—	12	—	
三 方 郡	250.17	67	136,980	21,011	6,153	2,157	106,155	1,394	—	110	—	
三 方 町	97.55	36	54,756	10,137	3,519	1,041	39,357	677	—	25	—	
美 浜 町	152.62	31	82,224	10,874	2,634	1,116	66,798	717	—	85	—	
遠 敷 郡	225.62	64	102,180	13,920	2,338	1,343	81,510	2,796	—	273	—	
上 中 町	82.17	40	41,268	12,911	1,752	984	24,894	458	—	269	—	
名 田 庄 村	143.45	24	60,912	1,009	585	359	56,616	2,338	—	4	—	
大 飯 郡	139.04	68	59,631	12,990	4,674	1,595	39,288	972	2	86	23	
高 浜 町	71.21	43	31,549	6,144	3,022	925	20,860	506	2	67	23	
大 飯 町	67.83	25	28,081	6,846	1,652	670	18,428	466	—	19	—	

(註) 1、本表は各市町村の土地台帳によつて作成した数字である。

2、第一種地とは、地方税法による課税対象地である。

3、其の他とは塩田、鑛泉地、牧場、鉄軌道用地を云う。

資料：県地方課

8. 河 川

昭和29年12月末現在

河 川 名	河川、準用河川の別	起 点 郡 市 町 村 名	終 末 郡 市 町 村 名	流路延長 Km
九頭竜川	(河) 九頭竜川支 流	大野郡上穴馬村大字上半原	坂井郡三国町宿	107.7
野羽川	(河) 〃	南条郡堺村大字河内	福井市黒丸町	65.5
足南川	(河) 〃	今立郡上池田村大字月ヶ瀬	福井市角折町	49.0
竹田川	(河) 九頭竜川支 流	遠敷郡奥名田村大字納田終	小浜市竹原	39.4
		坂井郡竹田村大字上田	坂井郡三国町今新	36.4
兵庫川	〃	坂井郡高椋村舟寄	坂井郡本荘村字藤沢	35.1
眞名水川	〃	大野郡西谷村大字本戸	大野市上布	34.5
浅石川	(河) 〃	今立郡味真野村大字上	足羽郡麻生津村三尾野	29.9
徹波川	〃	大野郡石徹白村大字石徹白	大野郡上穴馬村大字朝日	23.1
	〃	大野市上打波	大野市東勝原	21.2
笹谷川	(河) 九頭竜川支 流	敦賀郡愛発村大字杉箸	敦賀市松栄	19.4
北清川	(河) 〃	今立郡北中山村大字松成	今立郡中河村武会田	18.9
滝天川	(河) 九頭竜川小支 流	遠敷郡上中町熊川	小浜市雲浜西津二号	18.2
	(河) 〃 小支 流	大野市木本	大野市下庄町横枕	16.7
		丹生郡織田町大字平等	丹生郡天津村清水山	16.5
佐分利川	九頭竜川支 流	大飯郡佐分利村大字川上	大飯郡本郷村本郷	15.2
滝吉野川	〃 小支 流	勝山市小原	勝山市新保	14.2
荒魚見川	〃 小支 流	武生市広瀬	丹生郡豊村島井	12.3
	〃 小支 流	吉田郡吉野村吉野堺	福井市豊島中町	10.8
	〃 小支 流	今立郡上池田村大字魚見	今立郡上池田村山田	10.6
田倉川	〃 小支 流	南条郡宅良村大字瀬戸	南条郡湯尾村八乙女	10.3
上味見川	〃 小支 流	大野郡上味見村大字河内	大野郡下味見村大字東河原	10.0

流路延長10Km以下の河川

河 川 名	摘 要	流路延長 Km	河 川 名	摘 要	流路延長 Km
江和黒大田川	九頭竜川小支 流	9.8	前七島鹿河	関尾川支 流	1.5
	〃 小支 流	9.6		(河) 九頭竜川支 流	6.1
	笹ノ川支 流	9.1		(河) 北 川支 流	6.0
	九頭竜川小支 流	8.9		九頭竜川支 流	5.6
	南 川 支 流	8.9			5.4
田遠赤雲耳川	(河) 北 川 支 流	8.5	岩屋川	九頭竜川支 流	5.2
	九頭竜川小支 流	8.1	河野川	北 川支 流	5.2
	〃 小支 流	8.1		〃 〃	5.1
		7.9		〃 〃	5.0
		7.9		九頭竜川支 流	5.0
河和志衣服川	九頭竜川小支 流	7.7	血羽生川	〃 〃	5.0
	〃 小支 流	7.3		九頭竜川小支 流	4.6
	〃 小支 流	7.3		笹ノ川支 流	4.6
	〃 小支 流	7.2		九頭竜川小支 流	4.5
	〃 小支 流	7.1		〃 〃	4.2
永浄一部井川	〃 支 流	6.8	松水川	北 川支 流	4.1
	〃 〃	6.7		九頭竜川小支 流	3.8
	〃 小支 流	6.5		〃 〃	3.5
	〃 〃	6.3		〃 〃	3.5
	〃 〃	6.3		〃 〃	3.5
磯木河東川	九頭竜川支 流	6.2	亥向谷川	(河) 九頭竜川支 流	1.1
	〃 小支 流	3.5			1.0
	〃 〃	3.3		鱒 川支 流	0.7
	〃 〃	3.2		〃 〃	0.2
	〃 〃	2.2		鱒 川支 流	0.1

註 河川法適用河川とは主務大臣が公共の利害に重大な関係があると認定した河川で河川法を適用するもの、河川法準用河川とは適用河川に流入し若しくはこれより分岐する水流水面で河川法の準用あるもの、河川、準用河川の別欄において(河)は河川法適用河川をあらわし、その他は河川法準用河川である。

資料：県河誌課

9. 主要池沼湖

昭和29年12月末現在

名称	所在地	周囲	面積	名称	所在地	周囲	面積
三方湖	三方郡三方町	約 10.0	約 3.6	北武夜猪	坂井郡北瀧村	約 24.0	約 2.8
方月湖	〃 三方町	〃 11.0	〃 5.0	瀧周又ヶ	丹生郡殿下村	〃 3.0	...
湖湖湖	〃 三方町	〃 4.0	〃 1.0	池池池	南条郡堺村	〃 0.4	...
管久日	〃 美浜町	〃 7.0	〃 1.4		敦賀市浦底	〃 0.2	...
向	〃	〃 4.0	〃 1.0				

資料 県統計文書課

10. 主要島嶼

昭和29年12月末現在

名称	所在地	周囲	面積	陸地との距離	名称	所在地	周囲	面積	陸地との距離
雄龜冠水	坂井郡三国町	約 4.0	...	0.2	沖の児	小浜市黒崎沖	2.2
	〃 鷹巣村	〃	〃 (小浜湾)
	敦賀郡東浦村	〃	〃 (〃)
	敦賀市浦底	青	大飯郡加斗村
御千島	三方郡三方町	約 6.0	...	0.7	冠者島	〃 大島村
神島	三方郡三方町	3.2	〃	〃
辺島	〃 美浜町	0.8	高	〃 高浜町

資料 県統計文書課

11. 主要山嶽

昭和29年12月31日現在

名称	所在地	標高	名称	所在地	標高
二ノ丸	大野市 (石川県境)	1,962.3	ホノケ山	南条郡河野村	736.8
峰山	大野郡石徹白村 (〃)	1,786.0	大小屋山	今立郡上池田村	734.0
菅倉山	〃 (〃)	1,716.7	白樺岳	足羽郡一粟谷村	719.0
願教寺山	大野市 (石徹白村境)	1,690.9	多田ヶ岳	小浜市	712.1
大長山	勝山市 (石川県境)	1,671.5	岩谷山	今立郡味真野村 (上池田村南条村境)	708.9
天狗山	大野郡石徹白村 (〃)	1,658.4	青葉山	大飯郡内浦村	699.0
赤ヶ嶽	大野市 (〃)	1,628.7	六所山	丹生郡織田町	698.3
能郷白山	勝山市 (〃)	1,625.3	螺ヶ嶽	敦賀市 (美浜町境)	685.5
荒島岳	大野郡西谷村 (岐阜県境)	1,617.3	殿上山	大野郡上味見村 (一粟谷村境)	670.0
子岳	大野市 (下穴馬村境)	1,523.6	国見嶽	丹生郡国見村 (福井市境)	656.1
部家山	〃 (上池田村境)	1,464.5	草間嶽	大野郡上味見村	651.8
平杏山	大野郡上穴馬村	1,441.5	田畑山	南条郡今庄村 (堺村境)	649.0
銀峯山	〃 西谷村 (大野市境)	1,440.8	藤倉ヶ嶽	〃	643.6
能郷白山	〃 石徹白村 (岐阜県境)	1,385.4	久須夜ヶ嶽	小浜市	619.1
法恩寺山	勝山市	1,356.8	三国嶽	大飯郡青郷村 (京都府境)	616.6
屏風山	大野郡西谷村 (岐阜県境)	1,354.2	越智山	丹生郡織田町 (糸生村、殿下村境)	612.8
鳥取立丸	勝山市	1,326.6	大平山	今立郡味真野村	611.3
若取	〃	1,307.3	足谷山	南条郡河野村	589.0
笹	大野郡西谷村 (岐阜県境)	1,285.7	松尾山	〃 宅良村 (今庄村境)	587.0
	南条郡堺村 (〃)	1,294.6	飯盛山	小浜市	584.5
冠山	今立郡上池田村 (〃)	1,256.6	剣ヶ嶽	坂井郡劍岳村	567.8
美濃山	南条郡堺村 (〃)	1,253.8	若須山	丹生郡白山村	564.2
金上	今立郡上池田村 (〃)	1,227.1	高尾山	〃 殿下村	563.4
唐木	南条郡堺村 (〃)	1,196.7	大節山	勝山市	550.5
	今立郡味真野村 (上池田村境)	738.1	道	大野郡西谷村 (大野市境)	1,188.5

夜叉ヶ嶽 高倉山 百里嶽 野飯降山	南条郡堺村 勝山市 小浜市 敦賀郡栗野村 大野市	1,099.0 975.0 931.3 913.5 884.3	鉢伏山 一乘山 刈吉山 吉三内山	南条郡今庄町 足羽郡一乘谷村 坂井郡劍岳村 吉田郡吉野村 敦賀市	761.8 740.8 547.8 547.2 521.6
三頭乘火 三十三間山	三方郡美浜町 遠敷郡奥名田村 敦賀郡栗野村 坂井郡竹田村 三方郡三方町	876.3 871.0 865.6 846.0 842.3	高尾岳 山岳山 山岳山 山岳山 山岳山	勝山市 南条郡南条村 武生市 三方郡美浜町 今立郡岡本村	520.0 492.1 472.7 459.9 448.1
冠岳 大仏寺山 船ヶ洞山 八ヶ洞山 剣ヶ岳	吉田郡志比村 〃 南条郡堺三村 遠敷郡知三村 吉田郡志比村	838.0 807.6 807.5 800.1 799.6	山王山 高須山 一乘城山 ガラガラ山 金華山	南条郡河野村 坂井郡礪巣村 足羽郡一乘谷村 丹生郡越廼村 〃白山村	444.0 437.0 435.8 428.0 397.8
日野山 雲谷山 水無頭山 三鷲ヶ岳 四方ヶ岳	南条郡南条村 三方郡三方町 勝山市 〃 吉田郡志比村 敦賀市	794.7 786.6 784.4 777.7 769.2 764.1	文殊山 水谷山 天王山 行司ヶ山 城ノ山	足羽郡下文殊村 今立郡北中山村 三方郡美浜町 今立郡南中山村 足羽郡麻生津村	350.0 338.0 330.7 308.0 202.0

資料：県林務課

12. 温 (冷) 泉

昭和29年12月31日現在

名称	所在地	泉質	泉温	湧出量	泉源数	湧出状況	利用法	適心症患禁忌症	備考
芦原温泉	坂井郡芦原町	弱食塩泉	平均 60°	一分間 不明	74	堀さく泉	浴用及 飲用	(適心症) 胃腸疾患、皮膚病、婦人 病、外科疾患、糖尿、 呼吸器病、神経痛 (禁忌症) 慢性腎臓炎	明治16年 開発 温泉旅館 浴場等
河和田温泉	今立郡河和田村 上河内	炭酸泉	11.5°	1.8	2	自然湧出	浴用	(適心症) 月経障害、不妊症、慢性 便秘、胃腸カタル (禁忌症) 心臓病、ヒステリー、胃 潰瘍症	文政年間 開発 温泉旅館1
山嶺温泉	南条郡南条村 阿久和	鑛泉	12°	4.0	1	〃	浴用及 び飲用	(適心症) 貧血症、ヒステリー、神 経疾患、皮膚病、婦人病 (禁忌症) 胃腸障害	大正7年 開発 温泉旅館1
鱒江温泉	今立郡鱒江町	鑛泉	12°	6.0	1	〃	浴用	(適心症) (禁忌症) 同上	明治35年 開発 浴場1
天谷温泉	丹生郡糸生村 天谷	芒硝泉	25°	不明	1	堀さく泉	〃	(適心性) リウマチス、神経痛、皮 膚疾患、婦人科疾患	温泉旅館1
麻生津温泉	足羽郡麻生津村 角原	弱炭酸泉	6°	18.0	1	〃	〃	(適心症) 胃腸疾患貧血 (禁忌症) 心臓疾患	大正初年 開発
鳩ヶ湯	大野市上打波	含塩泉	17°	6.0	1	自噴	浴用	(適心症) リウマチス、神経痛、胃 腸病、神経衰弱	約100年前 温泉旅館1
池ヶ島温泉	大野郡上穴馬村 箱ヶ瀬	炭酸泉	13°	1.5	1	自然湧出	浴用及 び飲用	(適心症) 心臓神経症、慢性関節リ ウマチ、貧血症、慢性皮 膚病 (禁忌症) 肺結核、胃腸疾患	
石徹白温泉	大野郡石徹白村 石徹白	炭酸泉	10°	1.4	1	〃	浴用及 び飲用	(適心症) 心臓神経症、慢性皮膚疾 患、筋肉リウマチ、慢性 婦人科疾患 (禁忌症) 急性胃腸疾患咯血してい る肺結核	

資料：県衛生課

註 本表の温 (冷) 泉は温泉法に定める温度、物質を含むものである。